



# 鳥取県公報

平成 21 年 7 月 3 日 (金)  
号外第 78 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (47) (給与室) . . . . . 5
	鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例 の一部を改正する条例 (48) (県土総務課) . . . . . 29
	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (49) (空港港湾課) . . . . . 31
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (50) (会計指導課) . . . . . 34
	鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 (51) (警察本部警務課) . . . . . 39

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設ける。

## 2 条例の概要

## (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。

イ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限することができることとする。

ウ 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。

エ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。

オ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、人事委員会に諮問することとする。

## (2) 関係条例の一部改正

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等について、所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

土地収用法及び土地収用法施行令の改正により、仲裁の手續に要する費用の負担に関する規定が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 題名を土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例に改める。

(2) この条例の趣旨として、仲裁手續における鑑定人及び参考人の旅費及び手当の額等を定めることを加える。

(3) 参考人の手当の額を1日につき10,200円(現行 1,200円をこえない範囲において、知事はそのつど定める額)とする。

(4) 鑑定人及び参考人の旅費の額及び支給方法を定める。

(5) 仲裁手續に要する費用の負担に関する規定が定められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

鳥取空港国際会館の利用を促進するため、特別待合室を応接以外の目的で使用する場合における使用料を引き下げる。

## 2 条例の概要

(1) 応接以外の目的で特別待合室を使用する場合(空港の旅客ターミナル施設としての利用をする場合を除

く。)の使用料を全室1時間につき460円(国際交流のための利用にあっては、230円)に引き下げる。

(現行)

国際交流のための利用 全室1時間につき2,630円、2分の1室1時間につき1,580円

その他の利用 全室1時間につき5,250円、2分の1室1時間につき3,150円

- (2) その他所要の規定の整備を行う。  
 (3) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の認定等に関する事務について手数料を新たに徴収する。  
 (2) 薬事法の改正に伴い、医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る手数料を廃止する等の改正を行う。  
 (3) 組織改正に伴い、依頼を受けて行う魚類に係る疾病の検査又は各種証明書の交付に係る手数料について定める等所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 計画の認定等に関する事務について、次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分		手数料の額	
ア 認定	一戸建ての住宅	1件につき49,000円	
基準適合の添付がない計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	床面積が500平方メートル以下のもの	1件につき99,000円
	一戸建ての住宅	床面積が500平方メートル超1,000平方メートル以下のもの	1件につき159,000円
	一戸建ての住宅	床面積が1,000平方メートル超3,000平方メートル以下のもの	1件につき314,000円
	一戸建ての住宅	床面積が3,000平方メートル超5,000平方メートル以下のもの	1件につき563,000円
	一戸建ての住宅	床面積が5,000平方メートル超10,000平方メートル以下のもの	1件につき968,000円
	一戸建ての住宅	床面積が10,000平方メートル超20,000平方メートル以下のもの	1件につき1,791,000円
	一戸建ての住宅	床面積が20,000平方メートル超30,000平方メートル以下のもの	1件につき2,559,000円
	一戸建ての住宅	床面積が30,000平方メートル超のもの	1件につき3,135,000円
イ 認定	一戸建ての住宅	1件につき11,000円	
基準適合の添付がある計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	床面積が500平方メートル以下のもの	1件につき23,000円
	一戸建ての住宅	床面積が500平方メートル超1,000平方メートル以下のもの	1件につき37,000円
	一戸建ての住宅	床面積が1,000平方メートル超3,000平方メートル以下のもの	1件につき63,000円
	一戸建ての住宅	床面積が3,000平方メートル超5,000平方メートル以下のもの	1件につき121,000円
	一戸建ての住宅	床面積が5,000平方メートル超10,000平方メートル以下のもの	1件につき228,000円
	一戸建ての住宅	床面積が10,000平方メートル超20,000平方メートル以下のもの	1件につき423,000円
	一戸建ての住宅	床面積が20,000平方メートル超30,000平方メートル以下のもの	1件につき603,000円
	一戸建ての住宅	床面積が30,000平方メートル超のもの	1件につき718,000円
ウ	ア又はイの申請に併せて、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があったもの	ア又はイに定める額に、鳥取県建築基準法施行条例で定める金額に相当する額を加算した額	
エ	住宅の譲受人を決定した場合における計画の変更の認定	1件につき3,000円	
オ	計画の認定を受けた者の地位の承継の承認	1件につき3,000円	

- (2) 魚類に係る疾病の検査等に係る手数料について、次のとおり定める。

事務の区分	手数料の額
ア コイヘルペスウイルス病の検査	1回につき13,700円

イ コイ春ウイルス血症 の検査	(ア) ウイルス分離検査	1回につき20,300円
	(イ) 間接蛍光抗体法検査	1回につき13,500円
	(ウ) 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応検査	1回につき13,400円
ウ アユ冷水病の検査		1回につき28,600円
エ 魚類に係る疾病の検査に関する証明書の交付		1件につき420円

- (3) 医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る許可証の書換交付及び再交付について、当該許可証の有効期間内に限り、引き続き同額の手数料を徴収することとする。
- (4) 医薬品の販売又は授与の相手方変更の許可に係る手数料を廃止する。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例は、廃止する。

#### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

警察法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 警務部の所掌事務に、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関することを加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第47号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（退職手当の支給） 第2条 略  <u>（遺族の範囲及び順位）</u> 第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。 （1）配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） （2）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの （3）前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族 （4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの 2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母について	（退職手当の支給） 第2条 略

は、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)  
第2条の3 略

(一般の退職手当)  
第2条の4 略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条	略	

(退職手当の支払)  
第2条の2 略

(一般の退職手当)  
第2条の3 略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下こ	略	

第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの
略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する他の公務員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第17条第1項若しくは第19条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第14条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する他の公務員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(19) 略

(退職手当の調整額)

第8条の2 略

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員

の表において「自己都合退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの
略

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第12条第4項、第13条第3項、第18条又は附則第24項の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する他の公務員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第13条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する他の公務員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(19) 略

(退職手当の調整額)

第8条の2 略

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつ

の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合(第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例

ては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合(第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例



第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)第3条第3項及び第4項並びに第6条(同条例第8条において準用する場合を含む。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第24条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となり、引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長と

第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)第3条第3項及び第4項並びに第6条(同条例第8条において準用する場合を含む。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となり、引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長と

<p>して在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</p> <p>(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</p> <p>(特定一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(病院事業の管理者又は教育長から職員となった場合における退職手当に係る特例)</p> <p>第13条 略</p>	<p>して在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日<del>が</del>引き続いて12月をこえるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</p> <p>(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日<del>が</del>引き続いて12月をこえるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月をこえる期間勤務したものの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</p> <p>(特定一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p> <p>5 <u>地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>(病院事業の管理者又は教育長から職員となった場合における退職手当に係る特例)</p> <p>第12条の2 略</p>
--	--

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就

(退職手当の支給制限)

第13条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

(3) 地方公務員法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2 一般の退職手当のうち、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条の表2の項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条の表1の項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で規則で定めるもの

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就

くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) 略

2～17 略

くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)の額

(2) 略

2～17 略

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにある場合は、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(定義)

第16条 本条から第23条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第23条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第23条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第23条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

（遺族からの排除）

第16条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第17条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限りに、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第3項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第15条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定に

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

より支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第15条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合におい

て、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 一時差止処分を受けた者に対する第15条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

6 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一

時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 8 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職



員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その

者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し  
起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定  
による処分を受けることなく、当該支払差止処分  
を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手  
当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条  
第2項の規定による処分を受けることなく当該支払  
差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、  
速やかに当該支払差止処分を取り消さなければなら  
ない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職  
手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事  
実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等  
の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当  
該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではな  
い。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受  
けた者に対する第15条の規定の適用については、当  
該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者  
は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみな  
す。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受  
けた者が当該支払差止処分が取り消されたことによ  
り当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合  
(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死  
亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の  
支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定によ  
る支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手  
当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)に  
おいて、当該退職をした者が既に第15条の規定によ  
る退職手当の額の支払を受けているときは、当該一  
般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規  
定による退職手当の額を控除するものとする。この  
場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支  
払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であ  
るときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分に  
ついて準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当  
の支給制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般  
の退職手当等の額が支払われていない場合におい  
て、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退  
職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者

- (第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第17条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第3章第2節(第27条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたとき

は、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職手当の返納)

第17条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在

職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 鳥取県行政手続条例第3章第2節（第27条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第17条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第21条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第17条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第17条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 鳥取県行政手続条例第3章第2節（第27条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第22条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する鳥取県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合

にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該

一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第17条第2項並びに第20条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 鳥取県行政手続条例第3章第2節（第27条を除く。）の規定は、前項において準用する第20条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議）

- 第23条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議を行う。
- 2 退職手当管理機関は、第19条第1項第3号若しくは第2項、第20条第1項、第21条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。
- 3 人事委員会は、第19条第2項、第21条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。



5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項については、人事委員会規則で定める。

(他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となった者の取扱い)

第18条 職員が引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第24条 職員が退職した場合(第17条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

3 職員が第12条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合

には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第25条 略

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第8条の3までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条の表2の項又は第5条の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第2条の4、第3条、第5条、第8条の2又は第8条の3の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

(2) 略

5～13 略

14 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて適用日の前日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて他の公務員となったものについては、第24条第2項の規定により退職手当を支給されないで他の公務員となったものとみなして同項の規定を適用する。

15及び16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて

(この条例の実施に関し必要な事項)

第19条 略

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条の表2の項又は第5条の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第2条の3、第3条、第5条、第8条の2又は第8条の3の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

(2) 略

5～13 略

14 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて適用日の前日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて他の公務員となったものについては、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員となったものとみなして同項の規定を適用する。

15及び16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて

<p>特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、第7条及び第7条の2並びに条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において<u>その例によることとされる</u>附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) 略</p> <p>18～28 略</p> <p>29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（<u>第17条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。</u>）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>30～39 略</p>	<p>特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、第7条及び第7条の2並びに条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において<u>例による</u>附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) 略</p> <p>18～28 略</p> <p>29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>30～39 略</p>
---	---

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

3 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「12月」を削り、「第16条から第17条の3まで」を「第2条の2及び第16条から第23条まで」に改める。

第4条第3項第2号並びに第6条第2項第2号及び第4項第2号中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

( 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 )

- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ( 昭和45年鳥取県条例第30号 ) の一部を次のように改正する。

附則第8項中「こえる」を「超える」に改める。

- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ( 昭和48年鳥取県条例第36号 ) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「並びに第12条」を「、第12条並びに第24条第3項及び第4項」に改める。

附則第4項中「第3条の表2の項 ( 傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。 ) 」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第11項中「第12条第4項」を「第24条第3項」に改める。

附則第12項、第14項、第32項及び第33項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

- 6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ( 昭和61年鳥取県条例第6号 ) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ( 平成21年鳥取県条例第47号 ) 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条例の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例」に改める。

附則第4項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

( 鳥取県の休日を定める条例の一部改正 )

- 7 鳥取県の休日を定める条例 ( 平成元年鳥取県条例第5号 ) の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

( 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 )

- 8 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例 ( 平成4年鳥取県条例第18号 ) の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

( 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 )

- 9 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 ( 平成18年鳥取県条例第45号 ) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第48号**

鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この条例は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第65条第6項（法の規定において準用する場合を含む。）及び土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第1条の7の5第3項第2号の規定に基づき、鑑定人及び参考人に支給する旅費及び手当の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（旅費の額）</p> <p>第2条 <u>鑑定人及び参考人の旅費の額は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。</u></p> <p>（旅費の支給方法）</p> <p>第3条 <u>旅費の支給方法は、職員の旅費等に関する条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>（手当の額）</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第1項第1号又は第2号（第94条第6項（第138条第1項において準用する場合を含む。）、第124条第3項（第138条第1項において準用する場合を含む。））において準用する第94条第6項又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人に支給する手当の額及びその支給方法については、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>（手当の額）</p>

<p><u>第4条</u> 鑑定人の手当の額は、鑑定に要する手数及び鑑定の内容に応じて、知事がその<u>都度</u>定める。</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,200円</u>とする。</p> <p>(手当の支給方法)</p> <p><u>第5条</u> 手当は、鑑定又は審問の<u>都度</u>支給する。</p>	<p><u>第2条</u> 鑑定人の手当の額は、鑑定に要する手数及び鑑定の内容に応じて、知事がその<u>つど</u>定める。</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>1,200円</u>をこえない範囲において、知事がその<u>つど</u>定める。</p> <p>(手当の支給)</p> <p><u>第3条</u> 手当は、鑑定又は審問の<u>つど</u>支給する。</p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第49号**

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削る。

改 正 後	改 正 前																														
別表第2（第17条関係） 1 略 2 建物その他の施設	別表第2（第17条関係） 1 略 2 建物その他の施設 (1) <u>空港ターミナルとしての利用</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別待合室</td> <td style="text-align: center;">全室1時間につき</td> <td style="text-align: center;">5,250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2分の1室1時間につき</td> <td style="text-align: center;">3,150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">航空機への乗降に係る施設</td> <td style="text-align: center;">出発時</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 10,450円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">到着時</td> <td style="text-align: center;">き 12,650円</td> </tr> </tbody> </table> (2) <u>国際交流のための利用（空港ターミナルとしての利用を除く。）</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別待合室</td> <td style="text-align: center;">全室1時間につき</td> <td style="text-align: center;">2,630円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2分の1室1時間につき</td> <td style="text-align: center;">1,580円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">センタープラザ</td> <td style="text-align: center;">使用面積1平方メートル1時間につき</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> </tbody> </table> (3) <u>その他の利用</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特別待合室</td> <td style="text-align: center;">全室1時間につき</td> <td style="text-align: center;">5,250円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	特別待合室	全室1時間につき	5,250円	2分の1室1時間につき	3,150円	航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき 10,450円	到着時	き 12,650円	区分	単位	金額	特別待合室	全室1時間につき	2,630円	2分の1室1時間につき	1,580円	センタープラザ	使用面積1平方メートル1時間につき	10円	区分	単位	金額	特別待合室	全室1時間につき	5,250円
区分	単位	金額																													
特別待合室	全室1時間につき	5,250円																													
	2分の1室1時間につき	3,150円																													
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき 10,450円																													
	到着時	き 12,650円																													
区分	単位	金額																													
特別待合室	全室1時間につき	2,630円																													
	2分の1室1時間につき	1,580円																													
センタープラザ	使用面積1平方メートル1時間につき	10円																													
区分	単位	金額																													
特別待合室	全室1時間につき	5,250円																													

区分		単位	金額	
航空機 への乗 降に係 る施設	出発時	1時間につき	10,450円	
	到着時		12,650円	
特別待 合室	空港の旅客ター ミナル施設とし ての利用	全室1時間につき	5,250円	
		2分の1室1 時間につき	3,150円	
	その 他の 利用	応接 目的 の利 用の ため の利 用	国際 交流 のた めの 利用	全室1時間につき 2,630円
			2分の1室1 時間につき	1,580円
	その 他の 利用	その 他の 利用	全室1時間につき	5,250円
			2分の1室1 時間につき	3,150円
	その 他の 利用	その 他の 利用	国際 交流 のた めの 利用	全室1時間につき 230円
			その 他の 利用	全室1時間につき 460円
その他 の施設	月を単位として 使用する場合	使用面積1平 方メートル1 月につき	1,330円	
	時間を単位とし て使用する場合	使用面積1平 方メートル1 時間につき	10円	

備考

	2分の1室 1時間につ き	3,150円
その他の施設	使用面積1 平方メート ル1月につ き	1,330円
	使用面積1 平方メート ル1時間につ き	10円

備考



<p>1 略</p> <p>2 <u>時間を単位として使用する場合において、</u>使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。</p> <p>3 <u>月を単位として使用する場合において、</u>使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによるものとする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。</p> <p>3 <u>使用料の額が月額で定められているものに</u>係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによるものとする。</p> <p>4～6 略</p>
---	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第50号

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（53） 略</p> <p><u>（54） 削除</u></p> <p>（55）～（64） 略</p> <p>（65） 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付（<u>薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この号及び次号において「整備令」という。）附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる整備令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号において「旧令」という。）第45条第1項の規定に基づく書換交付を含む。</u>） 1件につき2,000円</p> <p>（66） 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付（<u>整備令附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる旧令第46条第1項の規定に基づく再交付</u></p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（53） 略</p> <p><u>（54） 薬事法第26条第3項ただし書の規定に基づく医薬品の販売又は授与の許可 1件につき7,100円</u></p> <p>（55）～（64） 略</p> <p>（65） 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>（66） 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 1件につき2,900円</p>

を含む。) 1件につき2,900円

(66の2)～(265の3) 略

(265の4) 魚類に係る疾病の検査(異常を示す個体でないことを確認するため依頼を受けて行う検査(アユ冷水病に関する検査を除く。)に限る。) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 コイヘルペスウイルス病	1 回につき 13,700円
2 コイ春ウイルス血症	
(1) ウイルス分離検査	1 回につき 20,300円
(2) 間接蛍光抗体法検査	1 回につき 13,500円
(3) 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応検査	1 回につき 13,400円

(265の5) 魚類に係る疾病の検査のうちアユ冷水病に関するもの 1回につき28,600円

(265の6) 魚類に係る疾病の検査に関する証明書の交付 1件につき420円

(266)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類(以下「基準適合証」という。)の添付がない長期優良住宅建築等計画	
(1) 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1 件につき 49,000円
(2) (1)以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	
ア 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係る	1 件につき 99,000円

(66の2)～(265の3) 略

(266)～(315) 略

もの		
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	159,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	314,000円
エ 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	563,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	968,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	1,791,000円
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	2,559,000円
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1 件につき	3,135,000円
2 基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画		
(1) 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1 件につき	11,000円
(2) (1)以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画		
ア 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	23,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	37,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき	63,000円

<p>エ 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1 件につき 121,000円</p>	
<p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1 件につき 228,000円</p>	
<p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1 件につき 423,000円</p>	
<p>キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの</p>	<p>1 件につき 603,000円</p>	
<p>ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの</p>	<p>1 件につき 718,000円</p>	
<p>3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるように申出があった長期優良住宅建築等計画</p>	<p>1 又は 2 に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表3の1の項に定める金額に相当する額を加算した額</p>	
<p><u>(315の3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定</u> 1件につき3,000円</p>		
<p><u>(315の4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認</u> 1件につき3,000円</p>		
<p>(316)～(328) 略</p>		<p>(316)～(328) 略</p>
<p>2 略</p>		<p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例の廃止)

- 2 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例（平成18年鳥取県条例第48号）は、廃止する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第51号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（警務部の所掌事務）</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>情報の公開に関すること。</u></p> <p>(9) <u>個人情報の保護に関すること。</u></p> <p>(10) <u>留置施設に関すること。</u></p> <p>(11) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) <u>予算、決算及び会計に関すること。</u></p> <p>(15) <u>財産及び物品の管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(16) <u>会計の監査に関すること。</u></p> <p>(17) 略</p> <p>(18) <u>福利厚生に関すること。</u></p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p>	<p>（警務部の所掌事務）</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>予算、決算及び会計に関すること。</u></p> <p>(9) <u>財産及び物品の管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(10) <u>会計の監査に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>所管行政に関する企画及び調査に関すること。</u></p> <p>(13) <u>福利厚生に関すること。</u></p> <p>(14) <u>警察装備に関すること。</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p>

<p>(22) <u>警察装備に関すること。</u></p> <p>(23) <u>所管行政に関する企画及び調査に関すること。</u></p> <p>(24) 略</p> <p>(生活安全部の所掌事務)</p> <p>第4条 生活安全部においては、<u>次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(刑事部の所掌事務)</p> <p>第5条 刑事部においては、<u>次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>犯罪統計に関すること。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>(警備部の所掌事務)</p> <p>第7条 警備部においては、<u>次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>警衛に関すること。</u></p> <p>(3) <u>警護に関すること。</u></p> <p>(4) <u>警備実施に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(20) <u>留置施設に関すること。</u></p> <p>(21) <u>情報の公開に関すること。</u></p> <p>(22) <u>個人情報の保護に関すること。</u></p> <p>(23) 略</p> <p>(生活安全部の所掌事務)</p> <p>第4条 生活安全部においては、<u>次の各号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(刑事部の所掌事務)</p> <p>第5条 刑事部においては、<u>次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>犯罪統計に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(警備部の所掌事務)</p> <p>第7条 警備部においては、<u>次の各号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>警備実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>警衛及び警護に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。